

## 旅券（パスポート）窓口開設時間の拡大について

### 1 目的

市では、平成 20 年 9 月から、旅券事務の権限移譲を受け業務を執行しています。開始当初より、旅券申請受付及び交付事務の業務時間を、県の旅券室と同じ、午前 9 時から午後 5 時までとしていましたが、今回、市民の利便性を考慮して、旅券窓口開設時間を拡大することとしました。

なお、県旅券室開設時間以外の申請で、申請者の照会確認が必要な場合は、申請当日、または翌営業日の確認となるため、状況によっては再度来庁が必要となる場合があります。

### 2 窓口開設時間の拡大について

#### (1) 期間

平成 26 年 10 月 1 日（水）から

#### (2) 開設時間

月曜日から金曜日 午前 8 時 15 分から午後 5 時まで

水曜日夜間窓口延長日 午前 8 時 15 分から午後 7 時まで

#### (3) 業務内容

旅券申請受付及び交付事務

### 3 旅券（パスポート）の申請・交付について

■旅券（パスポート）の申請・交付について

区分	持参	注意事項
申請	写真 1 枚	<ul style="list-style-type: none"> <li>縦 4.5cm × 横 3.5cm。</li> <li>顔の大きさ：頭頂からあごまで縦 3.4cm ± 2mm。</li> <li>申請日前 6 カ月以内に撮影したもの。（写真屋さんでの撮影をお勧めします）</li> <li>撮り直しになる場合：頭髪や眼鏡が目にかかる、着衣と背景が同一色、眼鏡・黒目の反射、カラーコンタクトレンズ、影、不鮮明など、旅券用写真として規格に適合しない場合や旅行先でトラブルが生じる可能性があるもの。</li> </ul>
	本人確認書類（コピー不可）	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転免許証、日本国旅券（有効旅券・失効後 6 カ月以内のもの）は 1 点。学生証、生徒手帳、身体障害者手帳、保険証、失効旅券は 2 点。</li> <li>代理人が提出する場合：申請者、代理人それぞれの本人確認書類（原本）が必要。中学生以下は「本人の保険証」と「法定代理人（親権者）の本人確認書類」でも可能。</li> </ul>
	戸籍抄本または謄本 1 通	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅券を初めて、または、前旅券の有効期限が切れた状態で申請する人は、申請日から前 6 カ月以内に発行された戸籍抄本（謄本）が必要。</li> <li>同一戸籍内の 2 人以上の人が同時に旅券申請する場合、戸籍謄本 1 通で共用可能。</li> <li>切替時に旅券が有効中で、氏名、本籍（県）に変更がない人は省略可能。</li> </ul>
	前回取得した旅券	有効中の旅券、有効期限が切れた旅券は、旅券取得履歴の照会などで必要。（旅券を紛失した場合は窓口まで）
	印鑑	訂正するときが必要。
交付	住民票	市に住民登録している人が、市で申請される場合は不要。
	受領証	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅券の交付は、申請日から 8 営業日以降。申請者本人のみ申請した窓口で、申請のときに渡される受領証（収入印紙・県収入証紙貼り付け済みのもの）と引き換えに受け取ることができます。（代理での受け取りはできません）</li> <li>* 収入印紙および県収入証紙は相良窓口課で購入できます。</li> </ul>

○旅券（パスポート）は、10年用と 5年用の 2種類があります。（20歳未満の人は 5年用のみ申請が可能です）

○申請および交付は、相良窓口課（相良庁舎）で行っています。

情報

午前 9 時から午後 5 時までの開設時間が変わります  
**10 月から旅券（パスポート）窓口開設時間の拡大**

問い合わせ

相良窓口課 大石 ☎（53）2604

【旅券（パスポート）窓口開設時間】  
 月曜日から金曜日、午前 8 時 15 分から午後 5 時まで、水曜日は午後 7 時まで。（祝日・12 月 29 日から 1 月 3 日は除く）

申請には、旅券の不正取得を防止するため、本人確認や写真・氏名の読み・記載内容、県旅券室へ

の申請旅券取得履歴などの確認審査に約 30 分程度かかります。早めに受け付けをお済ませください。水曜日の午後 5 時から午後 7 時までの申請で、旅券取得履歴などの照会が必要な場合は、翌営業日の確認となり、状況により再来庁していただくことがあります。